

III アンケート調査概要

IV スポーツ仲裁に関するアンケート調査
(質問の趣旨と結果の考察)

1. アンケートの目的
我々は、本アンケートで、主に以下の4つの点について調査することを目的とした。
- ①スポーツ団体におけるガバナンスの状況
 - ②スポーツ団体における適正・公平な手続の履歴の有無
 - ③日本スポーツ仲裁機構(以下J S A A)の設立がスポーツ団体に及ぼした影響
 - ④これからJ S A Aのあるべき姿

2. 調査概要

郵送による調査

2005年12月7日～12月24日

日本オリンピック委員会、日本体育協会、日本障害者スポーツ協会加盟団体(合計99団体)

回答総数

44団体

質問数

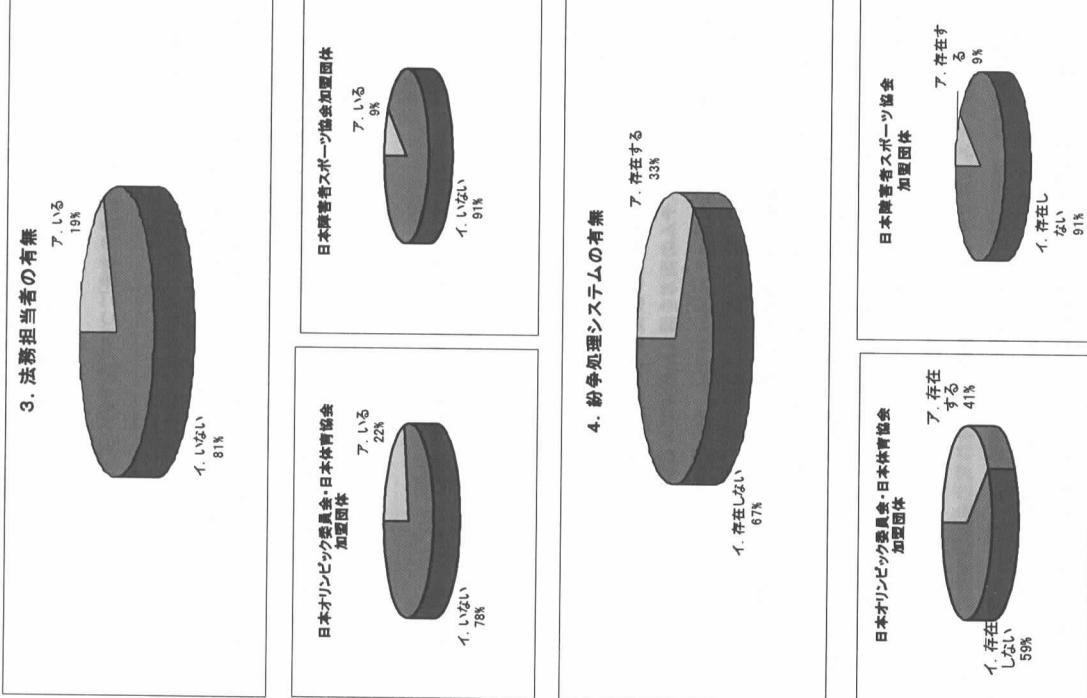
15問

※具体的なアンケートの内容、回答については別紙1、別紙2を参照

3. 実施結果概要

アンケートを送付した99団体のうち、44団体から回答を得ることができた。短期間にこのよう多く回答を得ることができたことについて、協力していただいたスポーツ団体に深く御礼申し上げるとともに、スポーツ団体のスポーツ仲裁に対する関心の高さを知ることができた。
また、個別的な意見として各所で回答していただいたものからは、我々が事前に予想しなかった新たな視点や問題点も見つかり、今後の研究のために非常に有意義なものとなつた。

アンケート結果によれば、法務担当者については19%(8団体)、紛争処理システムについては33%(14団体)の団体が設置しているという回答が得られた。そのうち法務担当者と紛争処理システムの両方を備えた団体は4団体であった。
法務担当者が存在すると答えた団体の中では、その役職名として「理事長」や「総務委員」という回答が多く、法務を専門とする役員が少ないという結果であった。
日本オリンピック委員会・日本体育協会加盟団体の回答結果と日本障害者スポーツ協会加盟団体の回答結果などを比較してみると、法務担当者については前者のうち22%(7団体)が、後者のうち9%(1団体)が設置し、紛争処理システムについては前者のうち41%(13団体)が、後者のうち9%(1団体)が設置していた。両者の回答結果に大きな違いが出たことは注目に値する。
障害者スポーツ団体の中には規模も小さくボランティアで運営している場合もあることから(もちろん日本オリンピック委員会・日本体育協会加盟団体にもそのような団体はあるが)、法務担当者や紛争処理システムの構築には団体の規模が関係しているのではないかということが推察される。すなわち、法務担当者や紛争処理システムの設置にはある程度のコストがかかることを考慮すると、規模の小さな団体においてはコストの問題から、設置することが困難である場合が多いと考えられる。



2.

5. オリンピック等の国際大会の代表選手の選考にあたって貴団体が行っていることには○をつけてください。(複数可)
- ア. 選考基準を事前にすべて公開する
 - イ. 選考基準の内容をできる限り明確にする
 - ウ. 選考過程を公開する
 - エ. 選考結果に対する不服申し立て制度を設けている
 - オ. その他
6. 代表選手の選考にあたり、オリンピック等の国際大会と国内大会では選考方法に違いがありますか。
- ア. 大きな違いがある
 - イ. 少し違しがある
 - ウ. 違いはない
7. 団体内で、選手等の団体関係者に対して何らかの処分(ex 資格停止、出場停止)をする際に行っていることに○をつけてください。(複数可)
- ア. 処分の理由を明確に示す
 - イ. 処分された者の意見を聞く機会を設ける
 - ウ. 処分に対する不服申し立て制度を設けている
 - エ. その他

<質問の趣旨>

質問5および質問7では、選手選考(質問5)、選手等の団体関係者に対する処分(質問7)を行う際に具体的にどのような手続きをとっているかについて質問を行った。

これらの質問では選手選考・団体関係者に対する処分という、選手等の権利に重大な影響をおよぼす場面において、スポーツ団体が適正かつ公平な手続のもとにそれらを行っているのかを調査することを目的とした。

また、質問5では団体競技と個人競技とで選手選考に違いがあるかについて調査することも目的とした。なぜなら、団体競技においては選考にあたって、チームワークやチームバランスなど、基準の明確化が困難な要素もあると考えられるからである。

質問6では、オリンピックなどの国際大会は、「意見」で指摘されたように、公的意義が強く、選手にとっても重要な大会であるために、選考にあたって手続きを詳細にしたり、意識的な面でも慎重を期すなどの違いがあるのではないかと予測

して質問した。

<結果と考察>

まず、質問5の回答からは全体の約半数の団体が「選考基準を事前にすべて公開している」という結果ができた。

選手選考における「選考基準の公開」は、選考される側の者にとって、選考会等に望む上で、最低限知らされるべきことであるし、オリンピックなど、国民の関心の高い大会においては国民の納得を得るという点でも重要な役割を果たしている。このようないくつかの選考基準の公開の重要性に鑑みると、約半数の団体でしか果たされていないという結果は物足りないように感じられる。もちろん、選考基準の「すべて」を公開していないだけで、なんらかの選考基準は公開しているという団体もあるうが、「すべて」の選考基準を公開していないれば、それは実質的に公開しているとは評価できないのでこののような質問の仕方とした。

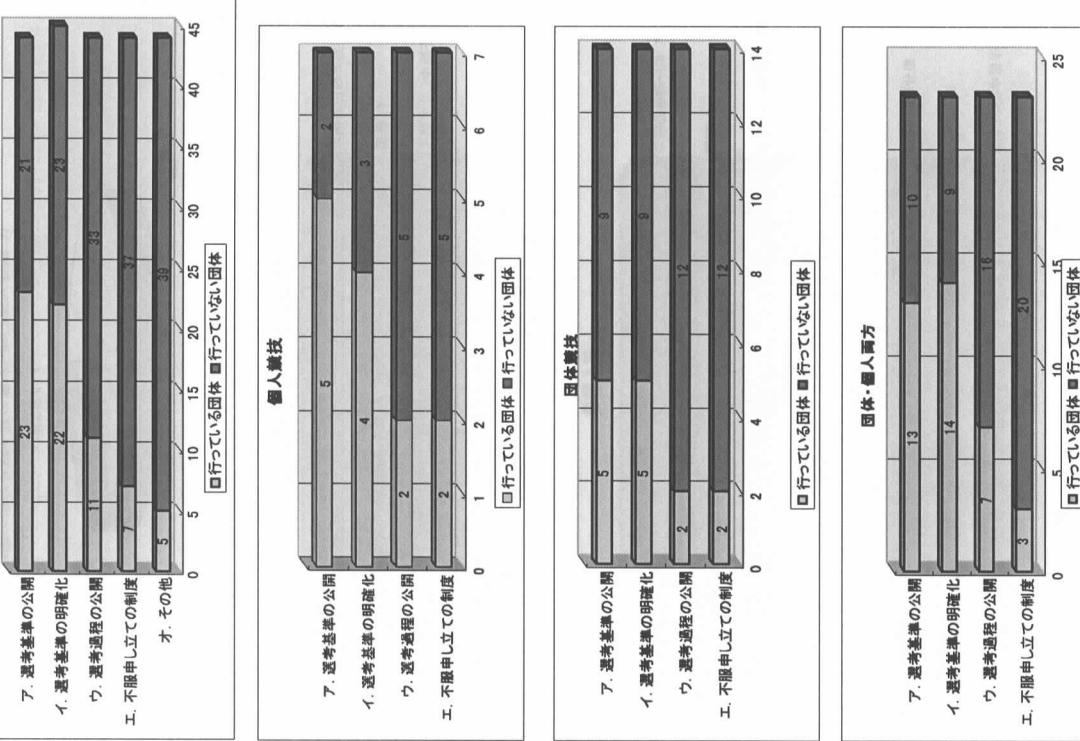
「選考基準の明確化」になると、さらに数は減り、明確化に努めている団体は半数を下回った。

次に、団体競技と個人競技との違いであるが、ア. 選考基準のすべての公開、イ. 選考基準の明確化を行つていた団体の割合について比較してみると、団体競技の方が明らかに低いという結果が出た。これは我々が予測したとおり、団体競技における選考基準の公開・明確化の困難さが影響していると考えられる。実際に、個別的な意見として、団体競技における選考の難しさを指摘するものもみられた。

質問7については7割以上の団体で処分の際には理由の明示を行つているという結果がでた。処分にあたつての理由の明示は、後に被処分者が不服申し立てを行つために必要であるとともに、処分の公正を担保する上でも重要である。すなわち、処分をするにあたつての最低限の要請であると考えられるので、7割という数字は少なく感じられる。さらに、処分された者の意見を聞く機会を設けている団体は半数にも満たなかつたこともあわせて、今後の改善が望まれる。

質問6については「違ひはない」と答えた団体が約7割を占めた。「違ひがある」と答えた団体は、そのほとんどが手続的な違いを挙げるものであり、国際大会の選考(は国内大会の選考よりも詳細な手續で行われることが明らかとなつた。ただ本アンケートからは意識的な面でどのような違いがあるかについては、判明しなかつた)。

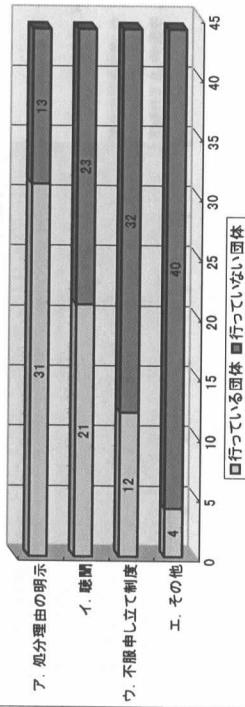
5. 選手選考の際に行っていること



6. 国際大会と国内大会の選手選考方法の違い



7. 処分の際に行っていること(全体)



1. 日本スポーツ仲裁機関が設立されたことについてどうお考えですか。

- ア. 賛成である
- イ. 反対である
- ウ. どちらでもない
- エ. 設立されたことを知らない

<質問の趣旨>

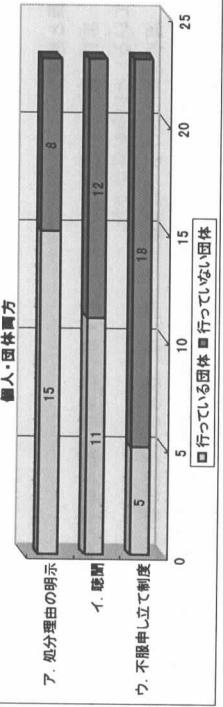
質問1ではJSAAの設立に対して肯定的な考え方を持っているかどうかについて、質問を行った。

2000年11月に「日本スポーツ仲裁機関設置準備委員会」が行ったアンケートでは79%の団体が仲裁機関の必要性を認めていたことから、肯定的な意見が多いということが予測された。

もとより、団体としては、これまで団体内部で処理できると考えていたものがJSAAに持ち込まれるという煩わしさや、選手選考や処分が適正・公平に行われていなければJSAAに申し立てられるかもしないという、危機感を抱かせたため、必ずしも肯定的に捉えられないと考えることも可能であった。

<結果と考察>

アンケート結果からは、JSAAの設立に「賛成」という回答が81%(33団体)を占め、「反対」と回答する団体は一つもなかった。このような結果からJSAAは透明性、公平性の意識の高さがうががえる。もとともに、「どちらでもない」という回答(17%:8団体)には否定的な意見も含まれているであろうし、実際当事者となつてみなければ分からないという個別意見もあったことから、JSAAの今後のあり方次第で、異なる結果となることもあろう。



2. JSAAの設立によって団体がどのように変わったかについて質問を行った。

1. 日本スポーツ仲裁機関が設立されたことについてどうお考えですか。
- ア. 賛成である
 - イ. 反対である
 - ウ. どちらでもない
 - エ. 設立されたことを知らない

<質問の趣旨>

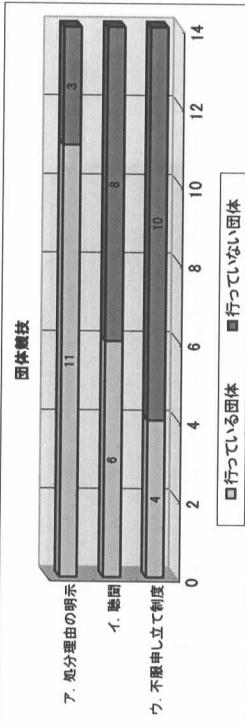
質問1ではJSAAの設立に対して肯定的な考え方を持っているかどうかについて、質問を行った。

2000年11月に「日本スポーツ仲裁機関設置準備委員会」が行ったアンケートでは79%の団体が仲裁機関の必要性を認めていたことから、肯定的な意見が多いということが予測された。

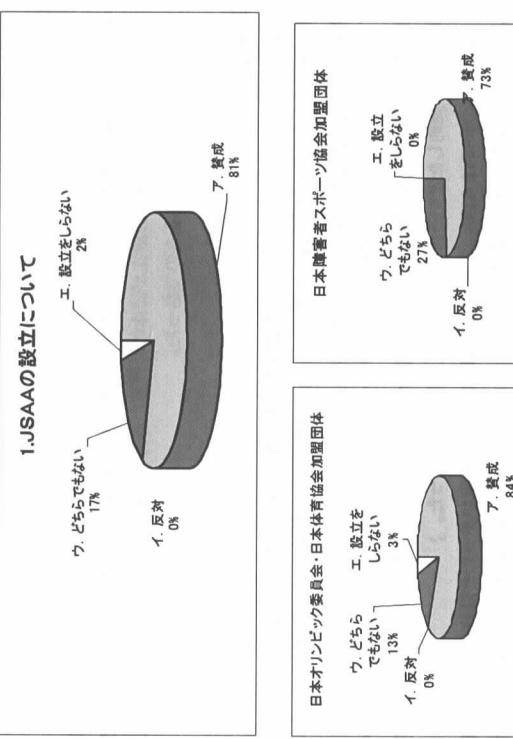
もとより、団体としては、これまで団体内部で処理できると考えていたものがJSAAに持ち込まれるという煩わしさや、選手選考や処分が適正・公平に行われていなければJSAAに申し立てられるかもしないという、危機感を抱かせたため、必ずしも肯定的に捉えられないと考えることも可能であった。

<結果と考察>

アンケート結果からは、JSAAの設立に「賛成」という回答が81%(33団体)を占め、「反対」と回答する団体は一つもなかった。このような結果からJSAAは透明性、公平性の意識の高さがうががえる。もともと、「どちらでもない」という回答(17%:8団体)には否定的な意見も含まれているであろうし、実際当事者となつてみなければ分からないという個別意見もあったことから、JSAAの今後のあり方次第で、異なる結果となることもあろう。



また、このような肯定的な結果には、これまでJSAで下された仲裁判断の6件中5件が申立人の訴えをしりぞけるもの(1件却下)であったことも影響を与えていると考えられる。



を行うためには、両当事者の合意が必要であり、このことはJSAによる仲裁でも同様である。したがって、選手等が仲裁を申し立てたところで、団体側が応じなければ仲裁を行うことはできない。

もちろん、団体は仲裁に応じるかどうかを個々の事業ごとに決定することができるが、申し立てる側からすれば、事業ごとに団体の決定が区々にならないように、事前に仲裁合意を団体の規則等で規定しておくことが望ましいと考えられる。実際に、事前に仲裁合意を規定していないなかことで、選手がJSAによる仲裁判断を受けられなかつたという事業もあるあつた。

<結果と考察>

仲裁合意を規定している団体と、いざれ規定する予定である団体あわせると74%(32団体)になり、仲裁合意を積極的に規定する団体が多いという結果が出た。その一方で、規定していない今後その予定もない団体は26%(11団体)あり、その理由としては個々の事業ごとに判断するというものが半数以上であった。

仲裁合意を規則等で規定するのがよいか、個々の事業ごとの判断で足りるのかについて議論もある。しかし、①仲裁合意を団体規則等に規定することによって、選手等に広く仲裁の機会を与えることができること、②いつJSAに申し立てられるかわからぬという意味で、適正で公平な手続の履歴を団体に意識させることができること、③外部に対しては団体が手続きの適正・公平を意識しているということを知らしめる効果があること、などから考えると原則規定しておくべきだと考える。

もともと、個別の意見として、「規模の小さな団体においては、経費の観点から2~3回仲裁を申し立てられれば団体がつぶれてしまう」というもののがあった。

仲裁に応じるために弁護士費用等、ある程度の費用が必要であることから、規模の小さな団体については仲裁合意を規則等で定めることはある。そこで、仲裁合意を規則等で定める代わりに、選手の納得を得られるような内部の紛争処理システムを構築すべきではないだろうか。

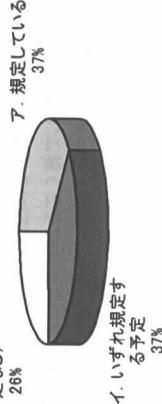
2. 貴団体では選手等が日本スポーツ仲裁機構に仲裁を申し立てた場合にそれに応じる旨の合意を団体規則等で規定していますか。
※ウ.規定していないし今後もその予定はないと答えた団体にお聞きします。それはなぜですか。該当するものに○をしてください。(複数可)
- A. 団体内部で紛争処理が可能だから
 - B. スポーツにおける紛争を仲裁で解決することに疑問があるから
 - C. 現在の日本スポーツ仲裁機構に紛争解決を任せるのは不安だから
 - D. 仲裁が申し立てられてから、個々の事業について合意するか判断すればよいと考えるから
 - E. その他

<質問の趣旨>

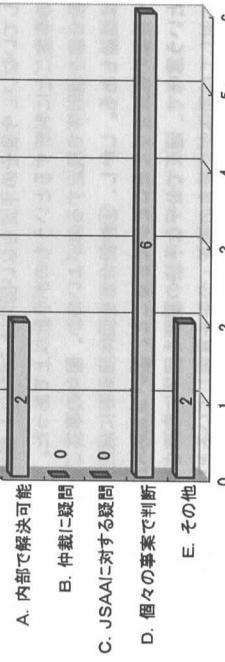
質問2では仲裁合意を団体規則等で規定しているかについて質問した。一般的に仲裁

2. 仲裁合意を規定しているか

ウ. 規定していない
(今後も規定の
予定なし)
26%



ウ. 規定していないし、今後も規定する予定はないとする理由



3. 日本スポーツ仲裁機構が設立された結果、貴団体では組織や規則等を変更しましたか。

※ア. 変更したとお聞きました。具体的にどのような変更をしましたか。

- A. 団体内部に紛争処理システムを作った
- B. 顧問弁護士と新たに契約した
- C. 法務関係の役員を新たに設けた
- D. 処分に対する不服申し立ての機会を与えるようになった
- E. その他

4. 貴団体は日本スポーツ仲裁機構が設立されたことで、それ以前に比べて選手選考や処分等をする際に明確性や公平性を意識するようになったと思しますか。

ア. そう思う

- イ. そう思わない
ウ. どちらともいえない

<質問の趣旨>

JSAI の設立が団体に与えた影響について調べるため、質問 3 では JSAI 設立後の団体の組織や規則の変更等について、質問 4 では JSAI 設立後の意識の変化について質問を行った。これは JSAI の設立が団体の客観面に与えた影響と、主觀面に与えた影響について調査する目的によるものであった。

<結果と考察>

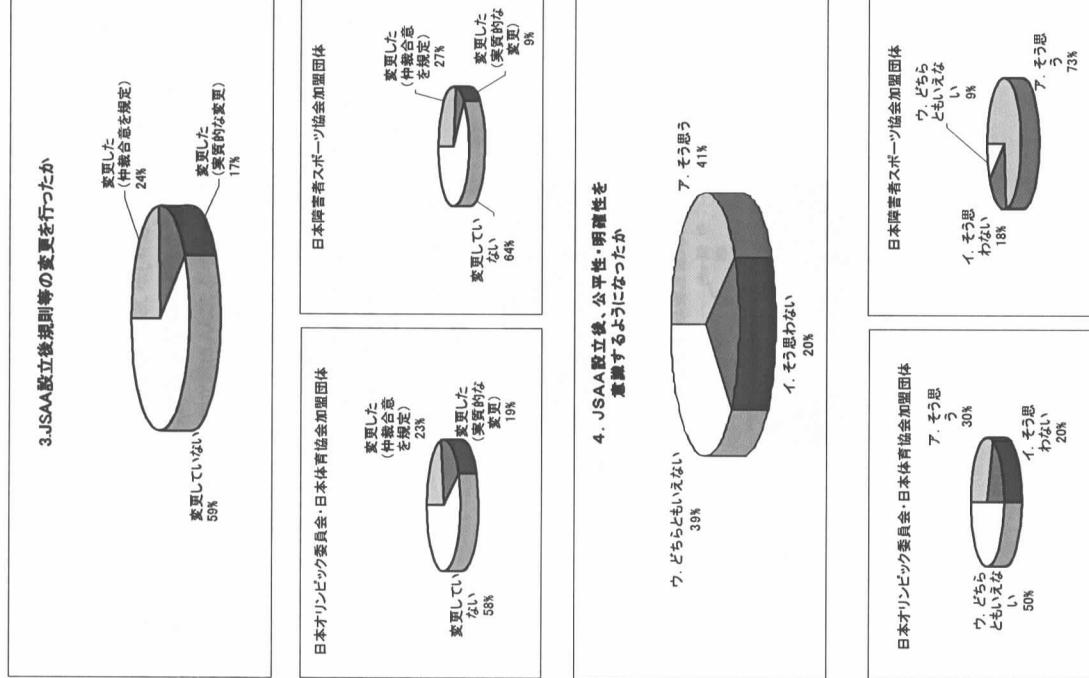
質問 3 については 40%(17 団体)の団体で組織や規則等の変更があったという回答が得られたが、「仲裁合意を規則に規定した」という回答が 10 団体あり、仲裁合意以外で実質的に変更のあった団体は 7 団体であった。

この結果は一見少ないようにも思えるが、コスト等の面を考えると、17%(6 団体)で規則等の実質的な変更があつたことは評価に値するのではないかだろうか。(特に新たに顧問弁護士と契約したという回答があつたことは驚きであった。)

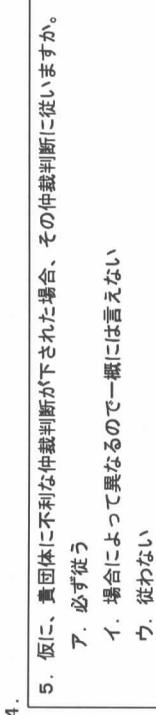
質問 4 については 41%(17 団体)が意識的な面での変化があつたと回答した。この結果は、非常に物足りないものであるようには感じる。というのは、組織や規則等の変更はコストの面から困難があるとしても、主觀的に公平性や明確性を意識することについてはそのような心配がなく、規模の大小にかかわらず、いかなる団体についても可能だと考えられるからである。しかし、JSAI の設立が団体の意識に少なからず影響を与えていることが明らかになったことには大きな意義がある。

また、日本オリンピック委員会・日本体育協会加盟団体の回答と日本障害者スポーツ協会加盟団体の回答と比較すると、「そう思う」という回答が前者では 30% であったのにに対し、後者では 73% と大きな差となっていることは興味深い。

このような結果は、日本障害者スポーツ協会加盟団体の JSAI に対する関心の高さを表すとともに、規模の小さな団体では、コストの面から紛争処理システムを構築するという客觀的な変更が困難であるとしても、主觀的な面で公平性や明確性を意識することは可能である、ということを表しているのではないか。



4.



<質問の趣旨>

JSAAにおける仲裁判断には、一般的に執行力はないといされている。すなわち、仲裁判断が下されても、団体がその任意の履行を拒めば、履行を強制する手段はないことになる。したがって、JSAAの仲裁によって紛争が解決するかどうかは、団体側が仲裁人の下した判断に従うかどうかにかかっているといえる。そこで、上のような質問をした。

<結果と考察>

不利な仲裁判断に従うかという質問に対する結果は、全体の33%(14団体)が「必ず従う」、67%(28団体)が「場合によって異なる」というものであった。さすがに「從わない」と回答した団体は1つもなかつたが、「場合によって異なる」と答えた団体が全体の3分の2を超えていたのは、仲裁に対する一般的な理解が行き届いていないのかかもしれない。すなわち、仲裁は、訴訟と同じく、公平・中立な立場の第三者が下した一定の判断に、たとえその判断が自己にとつて有利であろうと不利であろうと両当事者が服することであり、仲裁合意は、単に仲裁を行う約束にとどまらず、下された判断に服する点までを含めた契約である。したがって、仲裁人の下した判断が自己に不利であったからといって、それに従わないことは、「契約違反」である。仲裁法の適用を受けた一般的な仲裁であれば、一方当事者が仲裁判断に従わない場合には、公の機関である裁判所を通じて、その仲裁判断を強制的に執行することができるところになつていて、JSAAによるスポーツ団体の決定に関する仲裁には、上で述べたように執行力がないと一般的に解されており、このような「契約違反」は放置される。これでは、選手等の救済が图れない。

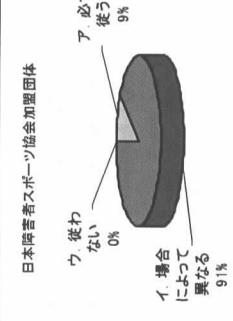
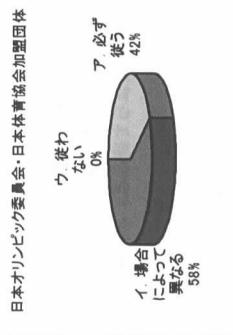
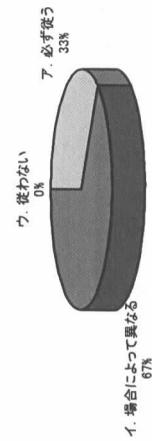
もつとも、本質問は若干ミスリーディングであったかも知れない。「不利」というのが漠然としているからだ。しかし、今後はJSAAの仲裁判断に「必ず従う」という団体が1つでも多くなること望む。

なお、JSAAの仲裁判断は規則により公表されることになつており、実際は、マスクミを通じた世論による圧力が働き、団体側が仲裁判断を任意に履行する可能性は極めて高いと思われる。(ただし、国民の関心の高い競技であれば世論が喚起される可能性は高いが、認知度の低い競技においては、世論があまり喚起されないのではないかという懸念はある。) 仲裁人としては、不利な判断を受けた当事者も、その判断を任意に履行す

ることになるように、当事者を十分に納得させるような理由付け・説明が求められるだろう。

より意識したことによって紛争は生じにくくなつたのかについて分析する目的があつた。

5.不利な仲裁判断に従うか



三、3ではJSAAの設立が選手等の関係者にどのような影響を与えたかについて質問を行つた。

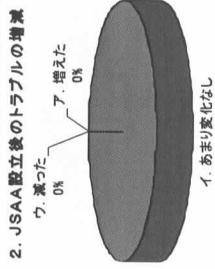
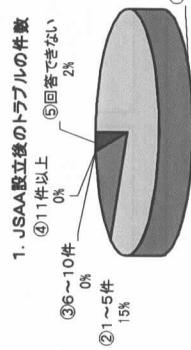
- 日本スポーツ仲裁機構ができてから今までに団体と選手との間に何件の紛争、トラブルがありましたか。
①0件 ②1～5件 ③6～10件 ④11件以上 ⑤回答できぬ
- 日本スポーツ仲裁機構が設立されてから(2003年4月以降)選手との間の紛争、トラブルの数は増えましたか。
ア. 増えた
イ. あまり変わっていない
ウ. 減った

<質問の趣旨>

質問1、質問2はJSAAの設立後の紛争の数を調査することによって、選手等の権利意識が高まり、選手等との紛争は増えたのか、あるいは逆に団体側が適正・公平を

<結果と考察>

質問1については83%（34 団体）がJSAA設立後の紛争の発生件数は「0件」と回答し、質問2ではJSAA設立後の紛争の状況について、すべての団体が「変化がない」と回答した。このような回答結果からJSAAの設立によって紛争やトラブルは増加していないことが明らかになった。ただ、紛争やトラブルにまではいたついてない段階のものについては今回の調査結果からはわからず、今後は選手の側についてもアンケートなどを実施し、権利意識の変化について調査する必要があるだろう。また、個別意見として、選手に対する教育の必要性を指摘するものもあったことから、選手にJSAAの存在を知らしめることも、今後の重要な課題である。



1. 現在の日本スポーツ仲裁機構の組織、仲裁手続き、及びこれまでの仲裁判断に満足していますか。

※イ. 不満があると答えた団体にお聞きします。どのような不満がありますか。(複数可)

- A. 仲裁人リスト記載の仲裁人が法律家だけであること
- B. 仲裁判断に対して不満申し立てができないこと
- C. これまでの仲裁判断の内容がわからにくいこと
- D. スポーツにおける紛争を仲裁によって解決すること
- E. その他

<質問の趣旨>

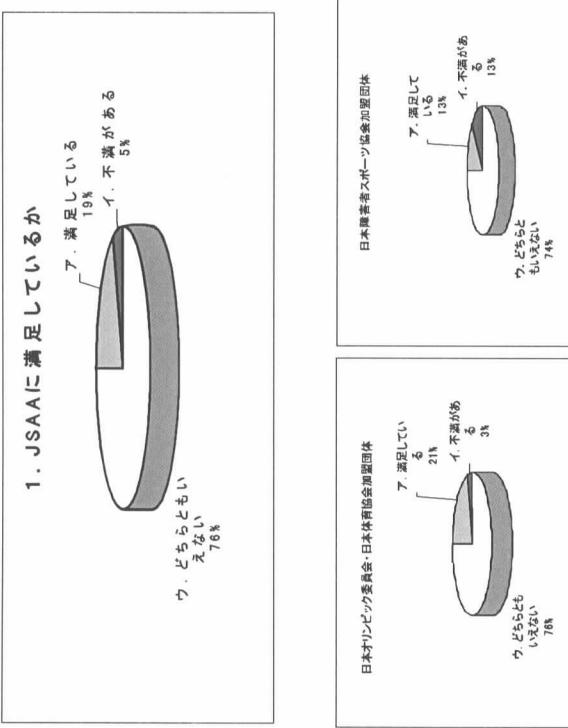
スポーツ団体がJSAAに満足しているのか、不満があれほどどのような点に不満があるのかについて質問することで、現在のJSAAの問題点と、今後のJSAAのあるべき姿を探ることを目的とした。

<結果と考察>

「満足している」という結果は19%(7団体)と、意外と少ないようと思われる。もつとも76%を占める「どちらでもない」という回答の中には、実際に当事者となつてみなければわからないという個別意見もあり、JSAAの問題点や課題については自らが当事者とならなければ見えてこない面もあるということではないだろうか。

障害者スポーツについては、「障害の程度により階級が異なるなどルールが複雑であるとともに、治療のための薬物攝取とドーピングとの関係、健康状態をどう評価するか等、考慮すべきことが多岐にわたることから、仲裁判断をするためには非常に困難を伴う。そして、このような事情がJSAAに対する不満につながっているのではないかと考えられる。

しかし、JSAAは今後もスポーツに関する紛争を解決するための機関として、重要な役割が期待されるのであるから、両当事者に不満を残さないよう、事案に応じた慎重な事実認定を行ったうえで仲裁判断をしていく必要があるだろう。



別紙1

平成 16 年度文部科学省

法科大学院等専門職大学院形成支援プログラム

「仲裁・ADR・交渉の研究と実践」

スポーツ仲裁に関するアンケート

□ はじめに貴団体の組織等についてお聞きします。

1. 競技の形態について（該当するものに○を付けてください）
 - ア. 団体競技（ex ダブルス、チームスポーツ）
 - イ. 個人競技
 - ウ. 個人団体両方あり
2. 貴団体が加盟する団体に○を付けてください。（複数可）
 - ア. 日本オリンピック委員会
 - イ. 日本体育協会
 - ウ. 日本障害者スポーツ協会
3. 貴団体の役職員に主に法務関係の仕事を担当されている方はおられますか。
 ア. いる
 イ. いない
- ※ア. いると答えた団体にお聞きします。具体的にどのような肩書きの担当者ですか。
[]
4. 貴団体内部には、選手や役員とのトラブルが生じた場合に紛争解決をはかる仕組み（ex 裁定委員会、紛争処理委員会）が存在しますか。
 ア. 存在する
 イ. 存在しない

○ 記入方法
選択肢については該当する選択肢に○をお付けください。
理由等をお尋ねしている部分については、該当欄に直接ご記入ください。

○ 返信期限
平成 17 年 12 月 24 日までに、本アンケート用紙を同封の返信用封筒でご返送頂ますと幸いです。

○ お問合せ先
上智大学大学院法学研究科助教授 森下哲朗
連絡先 メールアドレス : pslaw2@sophia.ac.jp
電話番号 : 03-3238-3259
(法科大学院事務室 : 9:00-17:00 (星休みを除きます))

上智大学法科大学院
<http://lawschool.cc.sophia.ac.jp/project/index.html>

※ア. 存在すると答えた団体にお聞きします。具体的にどのようなシステムですか。可能な限りでお答えください。

5. オリンピック等の国際大会の代表選手の選考にあたって貴団体が行っていることには○をつけてください。(複数可)
- ア. 選考基準を事前にすべて公開する
 - イ. 選考基準の内容をできる限り明確にする
 - ウ. 選考過程を公開する
 - エ. 選考結果に対する不服申し立て制度を設けている
 - オ. その他

】

6. 代表選手の選考にあたり、オリンピック等の国際大会と国内大会では選考方法に違いがありますか。
- ア. 大きな違いがある
 - イ. 少し違いがある
 - ウ. 違いはない

※ア. イ. と答えた団体にお聞きします。具体的にどのような違いがありますか。可能な限りでお答えください。

】

7. 団体内で、選手等の団体関係者に対して何らかの処分(ex 資格停止、出場停止)をする際に行っていることには○をつけてください。(複数可)
- ア. 処分の理由を明確に示す
 - イ. 処分された者の意見を聞く機会を設ける
 - ウ. 処分に対する不服申し立て制度を設けている
 - エ. その他

】

- 2 2003年4月7日、日本スポーツ仲裁機構(JSAA)が設立されました。
- 1. 日本スポーツ仲裁機構が設立されたことについてどうお考えですか。
 - ア. 賛成である
 - イ. 反対である
 - ウ. どちらでもない
 - エ. 設立されたことを知らなかった

※賛成・反対について、具体的な理由があれば、お書きください。

- 】
- 2. 貴団体では選手等が日本スポーツ仲裁機構に仲裁を申し立てた場合にそれに応じる旨の合意を団体規則等で規定していますか。
 - ア. 規定している
 - イ. 規定していないが、いずれ規定する予定である
 - ウ. 規定していないし、今後もその予定はない

※ウ. 規定していないし今後もその予定はないと答えた団体にお聞きします。それはなぜですか。該当するものに○をしてください。(複数可)

- A. 団体内部で紛争処理が可能だから
- B. スポーツにおける紛争を仲裁で解決することに疑問があるから
- C. 現在の日本スポーツ仲裁機構に紛争解決を任せるのは不妥だから
- D. 仲裁が申し立てられてから、個々の事案について合意するか判断すればよいと考えるから
- E. その他

- 】
- 3. 日本スポーツ仲裁機構が設立された結果、貴団体では組織や規則等を変更しましたか。
 - ア. 変更した
 - イ. 特に変更していない

※ア. 変更したと答えた団体にお聞きします。具体的にどのような変更をしましたか。

- A. 団体内部に紛争処理システムを作った
- B. 顧問弁護士と新たに契約した
- C. 法務関係の役員を新たに設けた
- D. 処分に対する不服申し立ての機会を与えるようになった
- E. その他

）

※2. 日本スポーツ仲裁機構が設立されたから（2003年4月以降）選手との間の紛争、トラブルの数は増えましたか。

- ア. 増えた
- イ. あまり変わっていない
- ウ. 減った

④ 日本スポーツ仲裁機構についてお聞きします。

- 1. 現在の日本スポーツ仲裁機構の組織、仲裁手続き、及びこれまでの仲裁判断に満足していますか。
 - ア. 満足している
 - イ. 不満がある
 - ウ. どちらともいえない

※イ. 不満があると答えた団体にお聞きします。どのような不満がありますか。（複数可）

- A. 仲裁人リスト記載の仲裁人が法律家だけであること
- B. 仲裁判断に対して不服申し立てができないこと
- C. これまでの仲裁判断の内容がわかりにくいくこと
- D. スポーツにおける紛争を仲裁によって解決すること
- E. その他

）

- 5 今後研究、調査が必要だと感じる事柄、よく法的に問題になる事柄等自由にお書きください。

③ 日本スポーツ仲裁機構ができてからの団体・選手間での紛争についてお書きします。

- 1. 日本スポーツ仲裁機構ができてから今までに団体と選手との間に何件の紛争、トラブルがありましたか。
 - ① 0件
 - ② 1～5件
 - ③ 6～10件
 - ④ 11件以上
 - ⑤回答できません

ご協力ありがとうございました。

別紙2

	<p>3. 貢献本の後援団員に主に法務関係の仕事を担当されている方はおられますか。</p> <p>ア. いる</p> <p>イ. いない</p> <p>※ア. いるとした場合は、具体的な選手や委員会等を教えてください。</p> <p>ア. いる 8 团体 イ. ない 35 团体</p> <p>・ 法制委員長 ・ 総務委員長 ・ 総務委員会・規律部長 ・ 連事長</p>		
	<p>6. 代表選手の選考にあたり、オリンピック等の国際大会と国内大会では選考方法に違いがありますか。</p> <p>ア. 大きな違いがある イ. 少し違いがある ウ. 違いなし</p> <p>※ア. イ. ど答えた団体にお聞きします。具体的にどのような違いがありますか。可能な限りでお答えください。</p>		
	<p>ア. 2 団体 イ. 10 団体 ウ. 26 団体</p>		
	<p><具体的な違い></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ オリンピックは発表された標準記録を突破した選手のみの選考になるが、他の大会は連盟独自の記録を考慮する場合もある ・ 勝負を重視するか育成を重視するかで変わる ・ 国内大会：予選会を実施 国際大会：国内大会の成績により選考 ・ 各々の大会によって選考基準が異なる ・ 個点による申請をさせるが国際大会の場合にはそれをもとに選考会を開催する。 ・ 国内大会は得点順に選考する。 ・ 選手数、クラス（障害別）にバラつきがあるため、メダル獲得の可能性と種目成績の兼ね合いで選考している。 ・ 国際大会：毎年度ナショナルチームを選出し、その中から各国際大会の代表選手を選出する。国内大会：予選会を行うことが多い。 ・ 代表選手はあくまで、対国際なので、その国際大会の質によって選いががある場合がある。 <p>7. 団体内外、選手等の団体関係者に対して何らかの処分（ex 資格停止、出場停止）をする際に行っていることにしてください。（複数可）</p> <p>ア. 処分の理由を明確に示す イ. 処分された者の意見を聞く機会を設ける ウ. 処分に対する不服申し立て制度を設けている エ. その他</p>		
	<p>ア. 12 团体 イ. 存在しない 29 团体</p>		
	<p><具体的なシステム></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 競技者等検査監査委員会において過剰判定を行い、理事会に審査する。その審査を受け本人に処分を通告する。その通告に不服申しがあった場合不服審査会が召集される。 ・ 検査監査委員会を設置している。 ・ 大会トライアルは同大会検定委員会、その他は懲罰委員会。 ・ 競技委員会ースポーツ仲裁機構 ・ 1. 仲裁委員会に詰る、2. ISAAI に詰る ・ 詐欺から異議申し立てがあつた場合に不服審査会を設けている ・ 競技・審判委員会が所管。 ・ 各委員会、競技会本部で対応し、最終的には理事会に上程し判断する。 ② 総務委員会にて検討、担当者の決定、…問題解決をはかる ③ 大きな問題について、明らかに違反が確認された場合、理事会が懲罰委員長を指名し、処分の検討をし、その結果を理事会にはかる。処分が決議された時、当事者に通知。不服がある場合、申し出て、理事会で再審しその結果を通知。 <p>5. オリンピック等の国際大会の代表選手の選考にあたって費用などが行っていることに○をつけください。（複数可）</p> <p>ア. 選考基準を事前にすべて公開する イ. 選考基準の内容をできる限り明確にする ウ. 選考過程を公開する エ. 選考結果に対する不服申し立て制度を設けている オ. その他</p>		
	<p>ア. 23 团体 イ. 22 団体 ウ. 11 团体 エ. 7 团体 オ. その他 5 团体</p>		
	<p>ア. 31 团体 イ. 12 团体 ウ. 5 团体</p>		

エ. その他	4 团体
・これまでに処分の実例がない。(同回答 4 团体)	
・選手選考とは別次元の綱紀問題での処分については、規則を定めて運用している。	
・審査委員会制度、スポーツ仲裁機構に加盟している旨を伝える。	

2	1. 日本スポーツ仲裁機構が設立されたことについてどうお考えですか。	
ア. 賛成である		
イ. 反対である		
ウ. どちらでもない		
エ. 設立されたことを知らなかった		
※賛成・反対について、具体的理由があれば、お書きください。		
ア.	33 団体 イ.	0 团体
ナ.	8 团体 エ.	1 团体
<※具体的理由>		
・裁判に持っていく前に専門的判断をもつて解決でき、且つスピードがあり有益である(選手にとって)		
・(設立が) 少し遅い、		
・賛否を検討したことはない、		
・選手のためにはよい。小さい団体では訴訟は死活問題		
・どちらに非があるか第三者に入っていたとき、はつきりでき、後に遺恨を残さない(?) 可能性が高い小さな団体では経費が問題。		
・第三者仲裁が一番よい。		
・從来選手との間でトラブル発生の例がなく今後も発生が想定されない。		
・スポーツ選手の選考の透明性を増す効果がある。		
・スポーツ全体を見渡した広い見解での裁量が期待できる。		
2. 岩谷体では選手等が日本スポーツ仲裁機構に仲裁を申し立てた場合にそれに応じる旨の合意を団体規則等で規定していますか。		
ア. 規定している		
イ. 規定していないが、いずれ規定する予定である		
ウ. 規定していないし、今後もその予定はない		

4 团体	ア. 16 团体 イ. 16 团体 ヴ. 16 团体 ヴ. 11 团体
※ウ. 規定していないし今後もその予定はないなど答えた団体にお聞きします。それはなぜですか。該当するものに○をしてください。(複数可)	
A. 団体内部で紛争処理が可能だから	
B. スポーツにおける競争を仲裁で解決することに疑問があるから	
C. 現在の日本スポーツ仲裁機構に紛争解決を任せるのは不安だから	
D. 仲裁が申し立てられてから、個々の事案について合意するか判断すればよいと考えるから	
E. その他	
A. 2 团体 B. 0 团体 C. 0 团体 D. 6 团体	2 団体
E. その他	
※なお、団体が仲裁合意を規定しているかどうかについては、JSAIA の調査結果があり、JSAIA のホームページで公開されている。	
3. 日本スポーツ仲裁機構が設立された結果、貴団体では組織や規則等を変更しましたか	
ア. 変更した	
イ. 変更していない	
ア. 変更した	
イ. 変更していない	
ア. 変更した	
イ. 変更していない	25 团体
※ア. 変更したと答えた団体にお聞きします。具体的にどのような変更をしましたか。	
A. 団体内部に紛争処理システムを作った	
B. 顧問弁護士と新たに契約した	
C. 法務関係の役員を新たに設けた	
D. 細分に対する不服申し立ての機会を与えるようラにになった	
E. その他	
A. 2 团体 B.	1 团体
C. 0 团体 D.	4 团体

E. その他		10 团体	
・仲裁合意を団体規則等で規定した。(同回答 10 团体)			
4.	貴団体は日本スポーツ仲裁機構が設立されたことで、それ以前に比べて選手選考や処分等をする際に明確性や公平性を意識するようになったと思しますか。	A. そう思う	
		B. どちらともいえない	
		C. そう思わない	
		D. どちらともいえない	
ア.	17 団体	イ.	8 团体
			ウ.
			16 团体
5.	仮に、貴団体に不利な仲裁判断が下された場合、その仲裁判断に従いますか。	A. 必ず従う	
		B. 場合によって異なるので一概には言えない	
		C. 従わない	
ア.	14 団体	イ.	28 团体
			ウ.
			0 团体

4		1. 現在の日本スポーツ仲裁機構の組織、仲裁手続き、及びこれまでの仲裁判断に満足していますか。	
		ア. 満足している	
		イ. 不満がある	
		ウ. どちらともいえない	
ア.	7 团体	イ.	2 团体
			ウ.
			27 团体
※1. 不満があると答えた団体にお聞きします。どのような不満がありますか。(複数可)			
		A. 仲裁人リスト記載の仲裁人が法律家だけであること	
		B. 仲裁判断に対して不服申し立てができないこと	
		C. これまでの仲裁判断の内容がわかりにくうこと	
		D. スポーツにおける紛争を仲裁によって解決すること	
		E. その他	
A.	0 团体	B.	1 团体
C.	0 团体	D.	0 团体
5		E. その他	
		2 団体	
		・仲裁人リストに載っている人が、弁護を引き受けけることができる仕組みに疑問がある	
		・訴え側の利益が実現される仲裁がなされても、訴え側がその利益となることを実行したか否かを仲裁機構は見届けていない。訴え側にその利益を実行する意思がない場合、訴える利益のない者の仲裁をすることがある。	
		・競技の判定で調査が正確に行われていないのに、判断された。	
③			
1. 日本スポーツ仲裁機構が今までに団体と選手との間に何件の紛争、トラブルがありましたか。			
		① 0 件 ② 1 ~ 5 件 ③ 6 ~ 10 件 ④ 11 件以上 ⑤回答できません	
①	34 团体	②	6 团体
④	0 团体	⑤	0 団体
2. 日本スポーツ仲裁機構が設立されてから(2003 年 4 月以降) 選手との間の紛争トラブルの数は増えましたか。			
		ア. 増えた	
		イ. あまり変わっていない	
		ウ. 減った	
ア.	0 团体	イ.	33 团体
			ウ.
			0 团体

今後研究、調査が必要だと感じる事柄、よく法的に問題になる事柄等自由にお書きください。

- ・ 選手からの不服申し立てが何でも通つて、仲裁判断を受けるようなことになれば困る。仲裁判断をする前の段階で取り上げていいものなのかを判断する組織が必要なのかもしれない。小さな団体は1件あればつぶれてしまう。
- ・ まだ、選手・役員ともスポーツ仲裁についての理解がそれほど進んでいないと思うので、適切な教育が必要。
- ・ プラットが起こる可能性は団体と選手の間ばかりでなく団体とその登録者（選手、指導者等）との間でも起こりうる。
- ・ 「判断」の記載と仲裁が思うところの「意見」が書かれていることがある。マスコミ等は「意見」部分を強調して報道を行うことが多々ある。これらの影響は判断と異なる影響を与える、客観性を失わせるものであると考える。判断とマスコミのあり方などの研究はどうか。
- ・ 審判の判定と、所属県連の問題がトラブルの主である。審判の判定は、審査対象外、所属問題は県連盟、ブロック理事との間で調整され、上部に上がってくることはほとんどない。
- ・ チーム編成上、団体スポーツにおける選手の客観的評価は、明確だが、数値化できない。主観的評価が大きく影響するので、同明確にしていくかがこれからのお課題ではないか。
- ・ 競技の内容上（法律との関係）、仲裁内容を100%受け入れるという宣言は発表しづらい実情がある。